✿県外で定期予防接種を希望される方へ✿

（任意予防接種は市外接種の場合、費用助成の対象外です）

■ 接種前の申請：手続きには１０日ほどかかります。

１　希望する医療機関へ予防接種を受けたい旨を連絡し、了承を得てください。

２　「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」を記入し豊橋市保健所健康政策課へ提出してください。

なお、年度末（３月31日）までに接種できるものを申請してください。

提出物：「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」

該当の豊橋市内接種用の予診票が手元にある場合は、あわせて提出してください。

提出先：〒４４１－８５３９

愛知県豊橋市中野町字中原１００番地

豊橋市保健所　健康政策課　予防接種担当　宛て

３　「依頼書」と「県外接種用の予診票」を申請者へお渡しします。

※お手元に同じ予診票が複数枚（市内用と県外用）ある場合、二重接種を防ぐため不要な予診票を必ず破棄してください。

■ 接種：申請前の接種や、接種日に豊橋市民でない場合、接種費用は全額自己負担となります。

１「依頼書」・「県外接種用の予診票」・「母子健康手帳」を持参し、申請した医療機関で接種してください。

※通常の豊橋市内接種用の予診票は使えません。

２　医療機関へ接種費用を全額支払い、払い戻し手続きに必要な書類を受け取ってください。

①領収書（予防接種の内訳がわかるもの）　※領収書＋内訳明細書でも可

②予診票

※紛失した場合、払い戻し手続きができません。大切に保管してください。

３　申請したが県外で接種しなかった予防接種がある場合は、健康政策課へ連絡をしてください。

■ 払い戻し手続き：請求期限は、接種した日から１年です。

次の１～５をお持ちのうえ、保健所健康政策課にて払い戻しの手続きをしてください。

１「豊橋市予防接種費補助金交付申請書兼請求書」

２　領収書原本（予防接種の内訳がわかるもの）　※領収書＋内訳明細書でも可

３　接種済みの「予診票」と母子健康手帳又は予防接種済証

４　印鑑（シャチハタ不可）

５　通帳（振込希望の口座）

✤このリーフレットはご家族のみなさんで目を通してください✤

担当：豊橋市保健所　健康政策課　予防接種担当

住所：〒４４１－８５３９　愛知県豊橋市中野町字中原１００番地（ほいっぷ内）

電話：０５３２－３９－９１０９